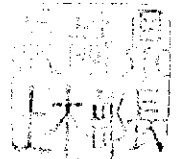


23 建企第 601 号
平成 24 年 3 月 21 日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会

様

長崎県土木部長



「長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施について」
の継続について（通知）

土木部においては、県内建設業を取り巻く環境が非常に厳しいことを受け、「長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施について」（平成 20 年 12 月 24 日付け 20 建企第 625 号）により、工事の早期発注や運転資金確保等の対策を講じ、建設業の経営及び雇用の安定を図り地域経済への影響を極力抑制するよう努めてきたところですが、依然として厳しい経済雇用情勢にあることから、当該対策を平成 24 年度においても継続することとしましたので通知します。

なお、現在、新たな入札制度について検討中であり、当該通知の取扱及び新制度の実施等につきましては決定後あらためて通知します。

つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いします。

記

1. 指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮
20 建企第 625 号のとおり。
2. 離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の導入
20 建企第 814 号のとおり。
3. 中間前金払制度の対象範囲の拡大
20 建企第 625 号のとおり。

4. 県内設計コンサルタント活用モデル事業
21 建企第 311 号のとおり。

5. 適用期間
平成 24 年 4 月 1 日以降においても実施する。

6. 問い合わせ先
長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班
・電話番号 : 095-894-3027
・FAX 番号 : 095-894-3461
・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

20建企第814号
平成21年 3月16日

(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会
(社) 長崎県トンネル協会

会長 様

長崎県土木部長

「長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施について」
の継続について（通知）

長崎県土木部においては、長崎県の建設業をとりまく環境が非常に厳しいことを受け、「長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施について」（平成20年12月24日付け20建企第625号）により通知しておりますとおり、工事の早期発注や運転資金の確保等の対策を講じているところですが、依然として厳しい状況にあるため、下記のとおり平成21年度も継続することとしましたので、下記のとおり通知します。

貴下会員への周知徹底をよろしくお願いします。

記

1. 指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮
20建企第625号のとおり。
2. 離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の導入
20建企第625号のとおりとするが、対象工事から港湾等の海上工事を除く

こととする。

3. 中間前金払制度の対象範囲の拡大
20建企第625号のとおり。

4. その他
入札契約制度改正の効果を検証しながら運用していく。

5. 適用期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

6. 問い合わせ先
長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班
・電話番号 : 095-894-3027
・FAX番号 : 095-894-3461
・メールアドレス: s08080@pref.nagasaki.lg.jp

離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の試行について

地域力保全型指名競争入札の概要

① 対象者

離島地域において、発注機関の管内に主たる営業所があり、かつ、土木一式工事のA等級に格付けされた管内業者。ただし、上五島土木事務所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付けされた管内業者も対象とする。

② 対象工事

離島地域の発注機関が発注する設計金額3,500万円以上5,000万円未満の土木一式工事で、特殊な技術を必要としない工事。ただし、港湾等の海上工事を除く。

③ 発注方式

通常型指名競争入札

④ 指名業者数は、原則として5者～10者とする。

⑤ 入札参加条件

- 下請は、管内に主たる営業所を有する建設業者を原則とし、2次下請までとする。
- 工事現場毎に下請負人を指導する責任者を配置すること。（現場代理人との兼任可能）
- 下請金額の合計額が3千万円以下の場合であっても、施工体制台帳の提出等を行うこと。
- 適正な下請契約締結などの法令遵守を徹底すること。

※ 詳細については、別添「長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領」を参照すること。

21 建企第 311 号
平成 21 年 8 月 19 日

(社) 長崎県測量設計業協会長
(社) 長崎県地質調査業協会長
(社) 建設コンサルタンツ協会
九州支部長
(社) 日本補償コンサルタント協会
九州支部 長崎県部会長

様

長 崎 県 土 木 部 長

「長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施について」
の追加実施について（通知）

長崎県土木部においては、長崎県の建設業をとりまく環境が非常に厳しいことを受け、「長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施について」（平成 20 年 12 月 24 日付け 20 建企第 625 号）により通知しておりますとおり、工事の早期発注や運転資金の確保等の対策を講じているところですが、依然として厳しい状況にあるため、昨年度より継続実施しており、また今年度も新たに追加実施しますので通知します。貴下会員への周知徹底をよろしくお願いします。

記

1. 指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮
20 建企第 814 号のとおり。
2. 離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の導入
20 建企第 814 号のとおり。
3. 中間前金払制度の対象範囲の拡大
20 建企第 814 号のとおり。
4. 県内設計コンサルタント活用モデル事業（新規）

5. その他

入札契約制度改正の効果を検証しながら運用していく。

6. 適用期間

平成21年8月19日から平成22年3月31日まで

7. 問い合わせ先

長崎県、土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

・電話番号 : 095-894-3027

・FAX番号 : 095-894-3461

・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

県内設計コンサルタント活用モデル事業

1. 入札参加の概要

① 概要

従来「県外コンサルタント」と「県内コンサルタント」の混合指名していた業務を、「県内コンサルタントのみ」の指名とし、受注した者の照査と併せて、落札した者以外のコンサルタントに設計照査を求めるものである。

② 対象者

対象業務に対応する、「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和53年長崎県告示第975号）第2により入札参加資格者名簿に登載された者で関係法令等により登録等を行っている者。

ただし、同種の実績があればその限りではない。

③ 対象業務

道路設計、河川設計、地すべり設計、港湾実施設計等で、従来県外コンサルタントと県内コンサルタントの混合指名していた業務。

④ 発注方式

通常型指名競争入札

2. 実施概要

① 概要

設計の照査は、当該設計業務を受注したコンサルタントに行わせるとともに、本県の入札参加者名簿に登載され、受注した設計業務に関するコンサルタント登録をしている、当該設計業務を受注した者以外の県内コンサルタントにも行わせること（以下「ダブル照査」という。）の義務付けを「特記仕様書」に明示する。（特記仕様書の作成例は別途通知）

- ② ダブル照査の技術者は、契約時に工事打合せ簿（工事打合せ簿の取扱要領平成21年3月17日付け20建企第825号）に履歴書（土木設計（測量、調査）業務等委託契約書の運用基準について（平成11年3月8日付け10監第552号）様式第3号）を添えて提出するものとし、契約前までに工事打合せ簿により発注者の承諾を得る。

ただし、受注者がダブル照査に必要な、他のコンサルタントを落札後7日以内に選出が出来ない場合は、契約を行わないものとする。

- ③ 受注した者以外が行った照査に伴う費用は、当該設計業務を受注したコンサルタントの負担とする。

- ④ モデル事業は「設計の総点検」の対象とし、実施については「標準型」によるが、やむを得ない場合は「即日型」の選択も可能とする。
- また、設計の総点検には、ダブル照査を行った技術者も立ち合わせる事。

3. 入札執行通知書記載例

本取り扱いが緊急経済雇用対策であることに配慮し、県内設計コンサルタント活用モデル事業により発注を行い、入札に際しては以下の内容により入札参加者に周知するものとする。

「本業務は、県内設計コンサルタント活用モデル事業であり、落札者は、落札後7日以内に本県の入札参加資格者名簿に登載された者を選定し、当該設計業務を受注した者以外のコンサルタントに照査を求める業務である。」

20 建企第 625 号

平成20年12月24日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会
(社) 長 崎 県 ト ン ネ ル 協 会

会 長 様

長 崎 県 土 木 部 長

長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施について（通知）

長崎県の建設業をとりまく環境は非常に厳しく、建設市場の規模の大幅な縮小に伴う需給バランスの崩壊及び一般競争入札の適用範囲の拡大等による受注競争の激化とともに、最近のサブプライムローン問題等による不動産市況の悪化、資材価格の高騰、改正建築基準法の施行による建築確認申請手続の厳格化等により、多くの雇用を維持してきた建設業者が倒産する等地域経済に多大な影響を与えております。

このため、平成20年12月22日に長崎県緊急経済雇用対策本部会議において決定された景気対策のうち、建設業については、工事の早期発注や運転資金の確保対策等の対策を講じることとなりました。

これを受けて、長崎県土木部においては、以下の措置を速やかに講じることとします。なお、適用は平成20年12月24日から平成21年3月31日までとします。

貴下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

1. 指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮
2. 離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の導入
3. 中間前金払制度の対象範囲の拡大

4. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

- ・電話番号 : 095-894-3027
- ・FAX番号 : 095-894-3461
- ・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮について

1. 対象工事

長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）第2条第1号に規定する対象金額以上1億円未満の一般競争入札に付する建設工事。

なお、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱（平成15年6月20日付け15監第146号）第2条の規定により実施している一般競争入札も対象とする。

2. 発注方式

通常型指名競争入札又は抽選型指名競争入札

3. 工事費内訳書の提出

工事費内訳書取扱要領（平成20年12月10日付け20建企第587号）の第2の②または③に該当した場合を除き、工事費内訳書の提出は不要とする。

4. 見積期間の設定

見積期間は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条の規定に基づくが、長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を見積期間に算入する場合がある。ただし、入札執行通知日及び入札執行日は算入しない。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条のただし書きを適用し、見積期間を5日以内に限り短縮する場合がある。

5. 配置予定技術者の事前届出

配置予定技術者の事前届出は不要とする。

6. 指名選定の方法

- ① 指名業者数は、入札参加機会の確保の面から、15者まで拡大する場合がある。また、同順位者が存在する場合は、15者を超えて全数を選定する場合がある。
- ② 同時期に複数の工事を発注する場合は、抽選型指名競争入札を適用する場合がある。ただし、長崎県土木部所管建設工事抽選型指名競争入札試行要領（平成14年3月29日付け13監第536号）第13条及び第14条第1項の適用はしないものとする。
- ③ 指名選定の方法については、「指名競争入札における業者の選定方法について」による。

7. その他

分割工事（同一施工箇所を二以上に分割したことにより生じた複数の同種工事をい

う。)を発注する場合には、「1の工区の落札者が行った同一事業の他工区の入札は無効とする」旨の条件を付する場合がある。

離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の試行について

地域力保全型指名競争入札の概要

① 対象者

離島地域において、発注機関の管内に主たる営業所があり、かつ、土木一式工事のA等級に格付けされた管内業者。ただし、上五島土木事務所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付けされた管内業者も対象とする。

② 対象工事

離島地域の発注機関が発注する設計金額3,500万円以上5,000万円未満の土木一式工事で、特殊な技術を必要としない工事。

③ 発注方式

通常型指名競争入札

④ 指名業者数は、原則として5者～10者とする。

⑤ 入札参加条件

- 下請は、管内に主たる営業所を有する建設業者を原則とし、2次下請までとする。
- 工事現場毎に下請負人を指導する責任者を配置すること。（現場代理人との兼任可能）
- 下請金額の合計額が3千万円以下の場合であっても、施工体制台帳の提出等を行うこと。
- 適正な下請契約締結などの法令遵守を徹底すること。

※ 詳細については、別添「長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領」を参照すること。

中間前金払制度の対象範囲の拡大について

「中間前金払制度の活用促進について（通知）」（平成20年12月10日付け20建企第586号）の※改正の（2）について、「2. 対象工事」、「6. 中間前金払と既済部分払の選択」及び「6の2. 契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合」の改正内容は、平成21年1月5日より前に見積執行通知又は入札執行通知又は入札公告し、現在履行中の工事にも適用することとするので、既済部分払から中間前金払への変更を希望する場合は、契約担任者に前記通知に基づき申請等を行うこと。ただし、前記通知の6.（3）のただし書きに記載しているとおり、「既に中間前金払又は既済部分払を行った場合は変更することができない」ので注意すること。